

野焼きは法律で禁止されています！

- 廃棄物(ごみ)を屋外で燃やす行為(野焼き)は、【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】で禁止されています。
- 野焼きは煙臭による周辺環境の悪化を招くだけでなく、周囲に燃え広がり火災につながるおそれもあるので、ごみは正しく分別して指定された日にごみ収集場所へ出してください。
- 農作業等で“やむを得ず”行われる農作物残さや宗教行事としての“お焚き上げ”の焼却など一部禁止の例外はありますが、あくまで例外であり、生活環境に与える影響が軽微である場合に限られます。
- 周辺住民の生活環境への影響がある野焼きの場合は、行政指導の対象となり、野焼きの中止指導を行います。

周辺環境を悪化させる野焼きの具体例



剪定した木枝等の焼却



ドラム缶等で焼却



煙臭が大量発生する
焼却

実際に住民から寄せられた声

- 近所で草木を燃やして煙たい
- 煙で窓を開けられない
- 洗濯物に臭いがついて困る
- 煙と臭いで体調が悪くなったなど

みんなで協力して、
快適な生活環境を
守りましょう！

つくば市環境衛生課不法投棄対策係
TEL 029-883-1111

